V 中小企業に関する特別の助成

問34 激甚災害で被害をこうむった中小企業への支援はありますか。

(答)

中小企業被害額の調査(地方経済産業局において都道府県から情報入手)の結果、中央防災会議決定の激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たした場合には、激甚災害法に基づき、中小企業支援措置(激甚災害法第12条及び第13条)が適用すべき措置として政令で指定されます。

激甚災害法における中小企業支援措置は以下のとおりです。

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 被災中小企業者に対して、一般保証とは別枠(普通保険2億円、無担 保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円)で保証します。
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法における貸付金の償還期間等の 特例(法第13条)

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度に ついて、既往貸付金の償還期間を最大2年延長します。

〇中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)

災害救助法の適用を受けた被災地域に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業等に対し、激甚災害法第 12 条が適用されると、中小企業信用保険 法の特例として以下の特例措置が講じられる(激甚災害の指定の日から半年以内)。

ア 保険限度額の別枠化

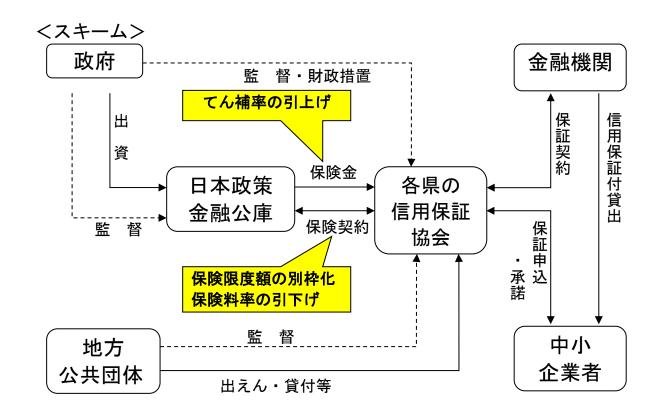
一般保険限度額 別枠保険限度枠
 ・普通保険 2 億円 +2 億円
 ・無担保保険 8,000 万円 +8,000 万円
 ・特別小口保険 1,250 万円 +1,250 万円

イ てん補率の引上げ

・普通保険 70%→80%

ウ 保険料率引下げ

普通保険
無担保保険
特別小口保険
サ別小口保険
0.87%→0.41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%
41%

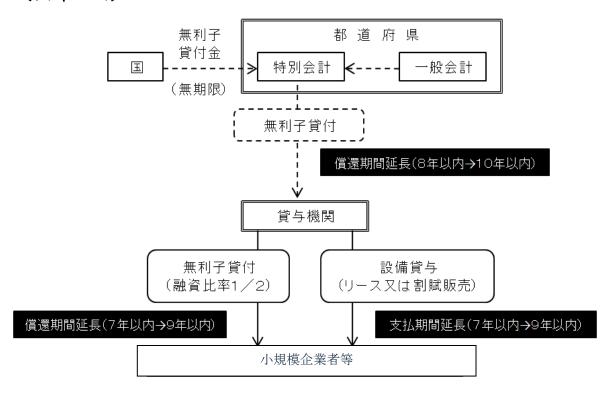


<u>〇小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u> (法第13条)

小規模企業者等設備導入資金助成法は、都道府県が貸与機関を通じて小規模企業者等(創業者を含む。以下、同じ。)に対し、設備導入に係る資金の貸付や設備の貸与事業を行う場合に、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化を図る制度である。

激甚災害法第 13 条が適用されると、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく 設備導入資金について、当該激甚災害を受ける以前に受けた設備資金の償還期間又は 設備の対価の支払期間が 2 年を超えない範囲で延長できることになっている。

<スキーム>



通常	激甚災害
(小規模企業者等設備導入資金助成法)	(激甚災害法)
○償還期間(無利子貸付)	○償還期間(無利子貸付)
都道府県→貸与機関 8年以内	都道府県→貸与機関 <u>更に2年以内の延長</u>
(法5条1項、施行令2条1項)	(激甚災害法13条1項)
貸与機関→小規模企業者等 7年以内	貸与機関→小規模企業者等 <u>更に2年以内の延長</u>
(法5条2項、施行令2条2項)	(激甚災害法13条2項)
○対価の支払期間(設備貸与)	○対価の支払期間(設備貸与)
都道府県→貸与機関 8年以内	都道府県→貸与機関 <u>更に2年以内の延長</u>
(法5条1項、施行令2条1項)	(激甚災害法13条1項)
貸与機関→小規模企業者等 7年以内	貸与機関→小規模企業者等 <u>更に2年以内の延長</u>
(法5条3項、施行令2条3項)	(激甚災害法13条2項)